

平成31年2月1日

加茂市民の皆様へ

加茂市長 小池 清彦

土砂災害警戒区域（イエロー）及び特別警戒区域（レッド）に関する県の説明会と加茂市の対応について

- 1 県は、土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域（イエロー）」と「土砂災害特別警戒区域（レッド）」についての県の基礎調査の結果を来たる2月16日（土）と2月17日（日）に、これらの区域であると県が考える地域にお住まいの方々に対し、説明会を開催するとのことであります。
- 2 県の基礎調査の中身は、すでに法律に基づき公表され、関係各戸に細部が配付されております。それなのに県はなぜ合計306箇所 of イエローとレッドの区域について、急傾斜地の区域の中の56箇所だけ加茂市と共同の検討即ちすり合わせを行ったものの、残りの250箇所については、加茂市との共同

の検討即ちすり合わせを行うことを避けて、これを行わないまま、法律に定めのない、このたびの説明会を強行するのでしょうか。おそらく、箇々の箇所のすべてについて、加茂市と共同の検討即ちすり合わせをまじめに行えば、大幅な修正をしなければならなくなるので、これを避け、説明会で住民の合意をとったと称して、イエローとレッドの指定を強行しようとしているのではないかと危惧するものであります。

- 3 イエローの区域に指定されれば、地価の下落等の不利益が生じます。また、レッドの区域に指定されれば、家を建て替えるときに山側に大きな壁をつくらなければならない、また、特定開発行為の許可を受けなければならないとなって、住民の権利が大きく制限されます。
- 4 従って、加茂市長は、基礎調査の結果について、県と加茂市の共同の検討即ちすり合わせが重要であり、その結果の「公表」で十分であって、「指定」は慎重に行うべきだと主張してきたところではあります。
- 5 この説明会の後、県は法律に基づき、加茂市長に意見を求めて来ることになっております。

6 これに対し、加茂市長は、県が示す

- (1) 「急傾斜地」の区域 1 6 5 箇所
- (2) 「土石流」の区域 1 3 7 箇所
- (3) 「地滑り」の区域 4 箇所

の合計 3 0 6 箇所のすべてについて、あらためて意見を出し、共同の検討即ちすり合わせをしっかりと行うよう求めていく考えです。

7 その場合に、県が加茂市長の意見の大部分を無視して、強引に県の考えどおりにイエローとレッドの警戒区域を「指定」するならば、それは、法律の基本原理を踏みにじる、職権濫用のファッショ独裁的な行為であり、加茂市民の「幸せに生きる権利」を踏みにじることになります。法律上「市長の意見を聞く」とは、そんなに軽い行為ではありません。

8 今日までの県と加茂市の折衝の結果と今後の展望は、次のとおりです。

(1) 急傾斜地の区域 1 6 5 箇所について

ア 急傾斜地の区域 1 6 5 箇所について、県と加茂市の共同の検討即ちすり合わせが行われたものは、5 6 箇所のみ（そのうち 2 1 箇所

は、加茂市の指摘により、県が修正した。) であり、残りの109箇所については、共同の検討即ちすり合わせが行われておりません。しかし、この残りの109箇所については、加茂市の独自の検討が終わっておりますので、その結果を加茂市長の意見として提出し、共同の検討即ちすり合わせを行うよう求めて参ります。

イ 一方、「特別警戒区域(レッド)」に指定されますと、建物を建て替えるときに建物の山側に大きな壁をつくらなければならないため、山側がふさがれてしまいます。それでは、山側の庭の存在が重要な寺院や料亭等が大きな打撃を受けることとなります。また、特別開発行為の許可も受けなければならなくなります。

ウ そこで加茂市長は、山側の庭の存在が重要な寺院や料亭等を除いて、第1次指定を行うよう強く要望しているところです。

(2) 土石流の区域137箇所について

ア 土石流の区域に関する県の案は、流出する土砂が1,000 m³以下のものは、いかに少量の

土砂でも 1,000 m³とみなし、傾斜が 2 度以上で続く限り、どこまでも土砂が流れることにして作ってあるため、加茂市の市街地の大半が土石流の警戒区域（イエロー）になってしまい、高台にある寺院まで土石流に飲み込まれるという、荒唐無稽で、「起こりえないもの」となっているところがたくさんあります。

イ また、「警戒区域（イエロー）」に安易に指定されますと、地価下落等の不利益を被ることになります。

ウ 加茂市長はこのことを指摘して、荒唐無稽で、「起こりえないもの」というべきひどい内容を修正するよう求めているのですが、県はごく一部を修正しただけで、意見をかえておりません。加茂市長は、137箇所ของすべてについて、早急に箇々の共同の検討即ちすり合わせを行うよう求めているのですが、県はいまだにこれに応じてはおりません。

エ 政令は、「地形の状況により明らかに土石流が到達しないと認められる土地の区域を除く。」とはっきり定めているのです。

オ 加茂市長は、県の砂防課長以下と加茂市の市長以下とで、一緒に「土石流」の区域を1箇所ずつ吟味し、6・7月の出水期前に、早急に結論を出すべきであると求めているところです。

(3) 地滑りの区域4箇所について

地滑りの区域の箇所については、荒唐無稽で、「起こりえない」と思われるところがあり、土石流の区域同様、県の砂防課長以下と加茂市の市長以下とで、一緒に土石流の区域を1箇所ずつ吟味して、6・7月の出水期前に早急に結論を出すべきであると求めているところです。

9 いずれにいたしましても、土砂災害防止法は住民の権利と幸福に大幅な制約を加える法律であります。従って、県は、住民の権利と幸福を守るための加茂市長の意見をよく聞いて、しっかりと箇々の箇所について共同の検討即ちすり合わせを行うべきであります。また、「指定」には、最大限に慎重であるべきであります。